

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第19号の概要

請求内容	P T Aへの加入に関する文書
所管課	教育委員会生涯学習部
所管課の決定	公文書公開決定
審査会の結論	実施機関が行った公文書公開決定処分は妥当である。
対象公文書の概要	<p>1 公文書公開請求の内容</p> <p>「P T Aの加入は任意である」旨を京都市教育委員会として確認又は決定したことがわかる文書、並びに市立学校・幼稚園・P T A等へ周知したこと及び周知の相手方のわかる文書</p> <p>2 実施機関が特定した公文書</p> <p>公文書1：「京都市P T Aハンドブック(第三刷)」(京都市P T A連絡協議会ハンドブック検討委員会が企画し、同協議会と京都市教育委員会が発行したもの)</p> <p>公文書2：「京都市P T Aハンドブック」の送付について</p>
所管課の主張	<p>1 公文書1について</p> <p>(1) 本冊子において「保護者と学校が「子どもたちの健やかな育ち」にとっての「最善」を常に考え、行動する任意の組織。それがP T Aなのです。」と表記していることから、本件請求に対する公開対象文書として特定した。</p> <p>(2) 異議申立人は、本冊子内の指摘箇所の解釈を「P T Aが子どものために行動する団体であること等を理由として、保護者は自動的にP T Aの会員だとするものである」として、本冊子を請求趣旨の公文書とする決定は承服しがたいと主張するが、実施機関としては、P T Aは任意団体であり、保護者と教職員の全員が一律に会員であることを前提に運営されているものではないという認識をしており、指摘箇所を「保護者は自動的にP T Aの会員」と解釈できるとは考えていない。</p> <p>2 公文書2について</p> <p>公文書1は、平成21年4月に市立学校・幼稚園の全保護者へ配布し、平成22年以降は市立小学校・幼稚園及び総合支援学校の新入生の保護者へ配布しており、その旨が記載された本冊子の送付文(公文書2)も、本件請求2に対する公開対象文書として特定し、公文書公開決定を行った。</p>
不服申立人の主張	<p>1 公文書1は、「保護者と学校が「子どもたちの健やかな育ち」にとっての「最善」を常に考え行動する任意の組織。それがP T Aなのです。そしてP T Aは「学校の最善の応援団」であり、良きパートナーなのです。」としつつ、直後に「学校に子どもを通わせている、あなたがP T A会員なのはそういう理由からです。」としている。これは、P T Aそのものは「任意の団体」としつつ、P T Aが子どものために行動する団体であること等を理由として、保護者は自動的にP T Aの会員だとするものである。</p> <p>2 公文書1は、第三刷からP T Aを「任意の組織」だと修正したが、「子どもが学校に通っている保護者はみなP T A会員です」等の主張はそのまま存している。すなわち公文書1は「任意の組織」であるP T Aへの全ての保護者が加入するものとしている。</p> <p>3 条件節なく「学校・幼稚園に通うお子様がおられる保護者の皆様が「P T A」なのです。」等と書かれている公文書1は、その記載通り、保護者はみなP T A会員だとする文書であり、異議申立人が公開を請求した「P T Aへの加入は任意</p>

	<p>であるという旨…を確認した文書」や「周知した文書」には該当しない。</p> <p>4 よって、公文書1及び2を請求に該当する公文書として公開した原決定は不当である。</p> <p>5 実施機関が配布させた公文書1には現に「子どもが学校に通っている保護者はみなPTA会員です」と書かれているのであって、書かれていない実施機関の「認識」によって公文書1の文言や読者の「解釈」は左右され得ない。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>1 当審査会が実施機関に対して、本件請求に対する公文書の特定等について確認を行ったところ、以下のとおり説明があった。</p> <p>(1) 公文書1は、PTA活動の本来の趣旨や意義を強調し、これらを理解していただく目的で作成されたものであり、「保護者と学校が「子どもたちの健やかな育ち」にとっての「最善」を常に考え、行動する任意の組織。それがPTAなのです。」と表記していることから、本件請求に対する対象文書として特定したものである。</p> <p>(2) 公文書1の記載を第3刷から「任意の組織」と修正したが、これは、「PTAへの加入が任意か」という問い合わせがあったため、加入が任意であることを明らかにする趣旨で行ったものである。</p> <p>(3) PTAは教育基本法等に基づいて保護者が任意に加入して活動を行っている組織であると認識しており、本件請求に対して特定した公文書以外に、実施機関としてPTAへの加入が任意である旨を確認又は決定したことの分かる文書及び任意である旨を実施機関として市立学校・幼稚園・PTA等へ周知したこと及び周知した相手先の分かる文書は保有していない。</p> <p>2 異議申立人は、公文書1は、PTAそのものは「任意の団体」としつつ、PTAが子どものために行動する団体であること等を理由として、保護者は自動的にPTAの会員だとするものであり、当該公文書を「PTAへの加入が任意である」とする文書として特定していることが誤りであると主張している。</p> <p>3 当審査会としては、PTAが「任意の組織である」という記載が見られること、及び、「PTAへの加入が任意であるか」との問い合わせを受けて、任意加入であることを明らかにする趣旨で第3刷から「任意の組織」という記載が加えられたという経緯からすると、公文書1を本件請求に係る公文書として特定したことは不当であるとは言えないと判断する。</p> <p>4 このため、公文書2についても、公文書1を市立小学校・幼稚園等の新入生の保護者へ配布した際の送付文であり、本件請求に係る公文書として特定したことは不当であるとは言えないと判断する。</p> <p>5 もっとも、公文書1はPTAへの参加を勧奨するという目的のものであるため、任意加入であることを強調しすぎて効果がなくなることを危惧してか、PTAへの加入が保護者全員一律であるとの誤解を与えかねない表現も見受けられる。この点は、今後の改訂に当たって表現に配慮することが望まれるところであるが、実施機関が公文書1を「PTAへの加入が任意である」とする文書として特定したことが誤りであり、不当であるとまでは言えない。</p> <p>6 また、当審査会としては、上記1(3)の実施機関の説明について、特に事実と反する不合理な説明であると判断することはできず、また、他に本件請求の趣旨を満たす公文書が存在すると確信するに足る事実も見出せなかった。</p>